

退職後の税金等の支払いにご注意!

【相談要旨】

勤務先の会社を昨年退職し、収入がなくなりました。ところがその後、住民税や医療保険料、年金保険料の請求が相次ぎ、金額も高額で支払いに困っています。



【回答】

会社にお勤めの間は、住民税や社会保険料は給与から差し引かれ、会社が本人に代わって納付しています。しかし、退職後はこれらを自ら手続きして納める必要があります。

住民税は、前年の所得を基に算定されるため、退職後すぐに税額が下がるわけではありません。収入が減った後もしばらくは負担が続きます。

会社の健康保険は原則として国民健康保険に切り替わりますが、一定の条件を満たせば、退職後、最大で2年間は従前の健康保険を任意継続することが可能です。

任意継続保険料は、協会けんぽの場合、在職中に事業主が負担していた保険料も自ら負担することになることから、退職時に給与から控除されていた健康保険料の2倍になります。一方、国民健康保険料は前年の所得を基に算定されます。退職時に、それぞれの見込み額を確認し、選択をすることができます。

なお、厚生年金保険は国民年金に切り替わり、60歳まで毎月定額の保険料を納付します。

住民税や社会保険料の支払いが困難な場合は、申請によって減免または猶予される場合がありますので、早めに市町村や年金事務所に相談することが大切です。

【一口メモ】

各市町村には生活困窮者自立相談支援窓口があり、家計の立て直しや就労に向けた支援などを受けることができますので、こうした窓口の活用もご検討ください。

(令和8年7月6日 日本海新聞掲載)